

## 令和3年第3回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年3月25日  
開催年月日 令和3年3月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真  
閉会時刻宣告者 13時37分 事務局長 玉川 真  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
7	小埜 一博	第2区域	野村 五郎
8	山口 俊司	第3区域	染野 亘志
9	染野 嘉明	第4区域	齊藤喜久夫

### ○欠席委員

11 林 春政

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美  
主任 浅見 孝典

### 会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 農用地利用集積計画1件について
- (3) 農地の賃借料情報の提供について
- (4) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。最近は大分暖かくなりまして、桜の花も咲いて春爛漫の季節となりました。コロナが一応緊急宣言が終わりましたが、まだリバウンドが心配される場所があります。お互いに気をつけて、かからないように頑張りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いします。

ただいまの人員は12名です。定足数に達しますので、これより会議を開きます。

本日、林委員から欠席の届がありましたので、報告いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

5番、櫻井汪委員、6番、須賀勤委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議がないと認めます。よって、議事録署名人に5番、櫻井汪委員、6番、須賀勤委員を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

3月1日に産業祭が宝登山神社で行われ、出席しました。また、3月12日、長瀬幼稚園の食育事業としてジャガイモの植え付けを行いました。中井委員、堀口委員の参加をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議します。

農地法第5条番号1、———氏の所有の農地を———氏が資材置き場へ転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

こちらの案件につきましては昨年の11月総会の際に農地法4条で転用許可申請について審議したものを、県に進達しましたところ県審査で許可までに至らず保留となっていました。案件の話を進めるにあたり廃業後に残存資材の処分までの資材置場とするのであれば①一時転用扱いとするか、②中長期的に第三者に貸し出す計画があるのであれば農地法5条申請に切り替えて申請するよう県担当より案内を受けました。

申請者に確認した所、中長期的に使用していきたい意向もあり今回の譲受人である———さんが今借りている作業場と含めて借りる運びとなり4条申請を取り下げ5条での申請となりました。申請地につきましては11月に農業委員、農地利用最適化推進委員に現地確認済みであるため、各委員の説明は省略し事務局説明・質疑応答後決議となります。

それでは議案資料の説明に移ります。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字———、地目は畑、面積は238平方メートルの1筆です。転用の目的は資材置場で追認となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、道光寺から西南に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由は、私がお嫁に来た昭和48年時点で該当地は既に「資材置場」として利用されていたが、今年の8月に夫が亡くなり土地の整理をしていた中で、該当地が農地転用の許可を得ずに利用していたことがわかりました。該当地は、お嫁に来たときは夫も働いて

いた義兄が経営していた————が資材置場として利用していましたが、業績が悪化し平成10年頃に従業員がすべて解雇され、解散となりました。その後、夫がその資材置場などを譲受け————として平成10年10月頃開業し営業を続けていましたが、平成26年1月頃にけがをした影響で営業を継続することが困難となり同年中に閉業しました。現在は、閉業しましたが建築資材などもまだ数多く残っており、————として独立したため、3～4年前から年間8万円の賃借料で————の資材置場のほかに倉庫や備品等を貸し出しております。現状復旧は大変困難であり、今後も資材置場として残存資材の処分と————へ貸出利用したく今の農地での違反を是正するため申請するものということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真もご覧ください。土地造成は238平方メートルです。本件は追認のため、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、県道長瀬玉淀自然公園線、町道岩田9号線に接している農地です。

以上で番号1の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

事務局の説明の後、現地についての委員報告は省略、本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎農用地利用集積計画 1 件について

○議長 続いて、議案第 2 号 農用地利用集積計画 1 件について議題とします。

番号 1 について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地利用集積計画についてご説明いたします。

こちらは新規に設定するもので借受人については、すべて長瀬町大字井戸937番地、鈴木秀愉喜さんになります。

では順番に説明いたします。番号 1、貸付人、住所、氏名、—————、—————さん。権利を設定する土地は、所在地、大字井戸字—————、地目は畑、面積 786 平方メートルの 1 筆です。設定する利用権の種類は、賃借権の設定。内容は露地野菜、始期、存続期間については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 19 日までの 2 年 9 か月です。借賃は 1 平方メートル当たり約 6 円で、支払方法は現金支払となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、井戸農村センターの西側にある場所です。

引き続き 2 番についてご説明いたします。

番号 2、貸付人住所、氏名、—————、—————さん。権利を設定する土地は、所在地、—————、—————、—————、—————地目はすべて畑、面積 647、74、26、52、の合計面積 799 平方メートルとなります。設定する利用権の種類は、賃借権の設定。

内容等と案内図、公図につきましては、番号 1 と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

すべての農地に関して、適切に管理していることを事務局が確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより番号 1 に対する質疑と採決を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

番号 1 は申出のとおり決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない

方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号1は申出のとおり決定いたします。

---

◎農地の賃借料情報の提供について

○議長 議案第3号 農地の賃借料情報の提供について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農地の賃借料情報の提供についてご説明いたします。

この農地の賃借料情報の提供につきましては、平成21年12月の農地法の改正に伴い標準小作料が廃止され、これに替わり農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことが法律上明記されました（農地法第52条）。

これにより、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により賃借権が設定された実勢の賃借料を集計し、以下のとおり情報提供するものです。

この賃借料情報として提供する内容は、令和2年度中に設定された農地法に基づく賃借権と、農地利用集積計画に基づく利用権、これらの賃借料を集計し、10アール当たりの平均額とその算出根拠となった最高額、最低額、筆数などを情報として提供するものです。

なお、この賃借料情報は、今まで制定されていた標準小作料とは違い拘束力はなく、あくまで相対で賃借料を決定する際の参考資料として提供するものです。

長瀨町農地賃借料情報について説明いたします。長瀨町における賃借料水準（10アール当たり）は、以下のとおりです。なお、賃借料を設定する場合は、対象農地の状況に合わせて、当事者間で十分協議した上で決定していただくことになります。

令和2年度中の長瀨町における賃借料水準が表のとおりです。

まず、地域については町内全域、10アール当たりの賃借料の平均額6,200円、昨年度とプラスマイナス0円となります。最高額は1万101円、最低額は2,000円、使用データ数、筆数は49筆となります。

1枚めくっていただきA3の紙が集計に用いたデータの内訳表です。今年度も農地法に基づく賃借権の設定事例はなく、農地利用集積計画に基づき利用権が設定されている全ての農地を対象としました。こちらのデータには全部で74筆載っていますが、集計に当たり、賃借料が一番高い1万5,000円の2筆とゼロ円の20筆、そしてデータ算出で不確定な収穫量に応

じて賃料を設定している3筆の合計25筆は集計には含めておりません。

また、農地の種類は、田や畑、利用状況も水稻、普通畑、樹園地の3種類に分類できますが、当町ではそれぞれ分けて賃借料を設定するには規模が小さいため、全て1つのデータにまとめております。

なお、この賃借料の情報提供は、毎年この3月の農業委員会において賃借料を決定し、4月から町のホームページでの掲載、農業委員会の窓口掲示を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件に対する採決を行います。

本件は、原案のと通りの価格に決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は原案のと通りの価格に決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、4月の委員会日程でございます。4月の委員会は26日月曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よいですね。では、26日月曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 事務局から、先月の農地転用の状況を報告いたします。先月の農地法第5条の1件につきましては、3月16日付で許可となりました。

事務局からは以上となります。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(午後1時37分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年3月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 櫻 井 汪

署名委員 須 賀 勤